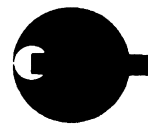


発行定日 毎週火曜日及び金曜日



奈良県公報



平城遷都
1300年
記念事業

目次

ページ

〇土地改良事業計画の適否決定（耕地課）	一	〇一般競争入札の実施（出納局総務課）	二
〇土地改良事業計画の適否決定（耕地課）	一	〇右同	三
〇道路の位置指定（建築課）	一	〇右同	三
〇開発行為に関する工事の完了（建築課）	一	〇正誤表	四

告示

奈良県告示第三百六十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十八年十一月十六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

協議者

事業計画

縦覧期間及び場所

大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（用排水路） 白土地区	平成十八年十一月二十七日から同年十二月十六日まで 大和郡山市役所
大和郡山市長 上田 清	水と農地活用促進事業（農道整備） 上三橋地区	平成十八年十一月二十七日から同年十二月十六日まで 大和郡山市役所

奈良県告示第三百六十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第一項の規定により、平成十八年十一月十六日次の表の上欄の者の協議に係る土地改良事業計画は、適当と決定した。

なお、土地改良法第八条第六項の規定により、土地改良事業計画書及び条例の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成十八年十一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

協議者 橿原市長 安富田 豊	事業計画 水と農地活用促進事業（用排水路） 十市地区	縦覧期間及び場所 平成十八年十一月二十七日から同年十二月十六日まで 橿原市役所
----------------------	----------------------------------	---

奈良県告示第三百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第百一十一号）第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置を次のとおり指定した旨、奈良県高田土木事務所長から報告があった。

平成十八年十一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 指定の場所（平成十八年十一月六日現在の地番による。）
大和高田市曾大根二丁目六六番ノ三の一部
- 申請者氏名 株式会社井上地所 代表取締役 井上猛
- 申請者住所 五條市田園二丁目一番地ノ一
- 道路の幅員 六・〇メートル
- 道路の延長 一五・三九メートル
- 指定年月日 平成十八年十一月九日
- 指定書号 高士第一八二号

公告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

平成十八年十一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

- 許可書号
平成十八年八月三日第七六一二四号
平成十八年十月二十五日第七六一四二一号
平成十八年十一月十日第七六一四二二一号
- 検査済証書号
開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年十一月十六日第六五六五号
- 開発区域に含まれる地域
吉野郡大淀町大字福神一番地ノ二九

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 御所市大字池之内三三番地 株式会社レモール 代表取締役 米田保伸 ~~~~~ 一 許可番号 平成十八年十月十六日第七八一〇二号 平成十八年十一月十日第七八一〇二一七号 二 検査済証番号 開発行為に関する工事の検査済証 平成十八年十一月十五日第六五六四号 公共施設に関する工事の検査済証 平成十八年十一月十五日第四一三四号 三 開発区域に含まれる地域 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方六番地ノ一、二六番地ノ五及び三三番地ノ一 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名 北葛城郡広陵町大字正相一五七番地 エステート藤井 代表者 藤井孝章 五 公共施設の種類 位置及び区域 道路 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方六番地ノ一、二六番地ノ五及び三三番地 ノ一の各一部 下水道 北葛城郡広陵町大字三吉元赤部方六番地ノ一及び二六番地ノ五の各一部	平成十九年二月二十二日 納入場所 奈良県立奈良情報商業専門学校 桜井市河四七七〇 4 納入方法 入札は、POSシステム四式の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。 二 競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる(一)から(四)までに該当する者が、この入札に参加することができます。 (一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。 (二) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。 (三) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目B5のOA機器で登録している者であること。 (四) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。 三 入札書の提出場所等 1 入札書の提出場所 契約条項を示す場所 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先 〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町二〇番地 奈良県出納局総務課用度係 電話 〇七四二二七〇八九〇八(直通) 2 入札の日時及び場所 平成十八年十二月二十七日 午前十時 奈良県出納局総務課入札室 3 郵便による入札 入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表面に	「POSシステムの購入に係る入札書」と朱書して、平成十八年十二月二十六日までに到着するようにしてください。 四 その他 1 入札保証金 免除します。 2 契約保証金 契約の相手方は、落札金額の百分の十に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)第十九条第一項ただし書の規定(県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。 3 入札者に要求される事項 (一) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、二の(四)に關し調達物品に係る納入供給証明書及び納入実績証明書を平成十八年十二月十五日午後五時までに提出しなければなりません。 なお、入札参加者は、入札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。 (二) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。 (三) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。 4 入札の無効 この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。 5 契約書作成の要否 要します。 6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。 7 その他 詳細は、入札説明書によります。
---	---	---

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成十八年十一月二十四日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する事項

1 入札物件

実習機の購入

2 入札物件の数量及び特質

実習機 七十六台

その他入札説明書及び仕様書によります。

3 納入期限

平成十九年一月十五日

4 納入場所

奈良県立奈良情報商業高等学校 桜井市河西七七〇

5 入札方法

入札は、実習機七十六台の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載してください。

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(一)から(四)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(三) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目B6の事務用調度品で登録している者であること。

(四) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を確実に納入し得る者であること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 契約案項を示す場所 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町二〇番地

奈良県出納局総務課用度係

電話 〇七四二一二七八九〇八(直通)

2 入開札の日時及び場所

平成十八年十二月二十七日 午前十一時

奈良県出納局総務課入札室

3 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表面に「実習機の購入に係る入札書」と朱書して、平成十八年十二月二十六日までに到着するようにしてください。

四 その他

1 入札保証金

免除します。

2 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の百分の十に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)第十九条第一項ただし書の規定(県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。

3 入札者に要求される事項

(一) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、二の(四)に関し調達物品に係る納入供給証明書及び納入実績証明書を平成十八年十二月十五日午後五時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(二) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(三) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

ません。

4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

5 契約書作成の要否

要します。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

物品の調達について、次のとおり一般競争入札を行いますので、公告します。

平成十八年十二月二十四日

奈良県知事 柿本善也

一 競争入札に付する事項

1 入札物件

実習椅子の購入

2 入札物件の数量及び特質

実習椅子 二百四十四脚

その他入札説明書及び仕様書によります。

3 納入期限

平成十九年一月十五日

4 納入場所

奈良県立奈良情報商業高等学校 桜井市河西七七〇

5 入札方法

入札は、実習椅子二百四十四脚の総額で行います。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五％に相当する額を加算した金額をもって落札価格とします。入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札

【定 価】 一 か月 三千四百五十円 一 部 売 り 一 枚 に つ き 四 十 五 円 (共 に 、 送 料 別)

書に記載してください。

二 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる(一)から(四)までに該当する者が、この入札に参加することができます。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号 第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

(二) 奈良県物品購入等の契約に係る指名停止等措置要領による指名停止又は指名保留の措置期間中でない者であること。

(三) 奈良県における競争入札参加有資格者で、営業種目B6の事務用調度品で登録している者であること。

(四) この公告に示した調達物品の規格に合致した物品及び数量を納入し得る者であること。

三 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所 契約条項を示す場所 入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒六三〇一八五〇一 奈良市登大路町三〇番地

奈良県出納局総務課用度係

電話 〇七四二二七七八九〇八(直通)

2 入開札の日時及び場所

平成十八年十二月二十七日 午前十二時三十分

奈良県出納局総務課入札室

3 郵便による入札

入札書は、郵便で差し出すことができます。この場合は、書留郵便とし、表面に「実習椅子の購入に係る入札書」と朱書して、平成十八年十二月二十六日までに到着するようにしてください。

四 その他

1 入札保証金

免除します。

2 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の百分の十に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則(昭和三十九年五月奈良県規則第十四号)

第十九条第一項ただし書の規定(県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者等)に該当する場合は、免除します。

3 入札者に要求される事項

(一) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書で示すとおり、二の四に關し調達物品に係る納入供給証明書及び納入実績証明書を平成十八年十二月十五日午後五時までに提出しなければなりません。

なお、入札参加者は、入開札日の前日までの間において、奈良県から提出書類等に関し説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。

(二) 入札者は、所定の入札書を作成し、封をした上、所定の場所及び日時に入札してください。

(三) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。

4 入札の無効

この公告に示した競争入札参加資格のない者のした入札、奈良県契約規則第七条に該当する入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とします。

5 契約書作成の要否

要します。

6 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

7 その他

詳細は、入札説明書によります。

一	上	目次中「道路の区域変更及び供用開始」は「道路の区域決定及び供用
二	誤	
三	正	

平成十八年十二月十四日付け奈良県公報第千八百二十一号正誤表

開始の誤り。

二ページ下段終わりから三行目から三ページ上段一行目は次のとおり誤り。

道路法(昭和二十七年法律第百八十号 第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり決定し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木部道路維持課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成十八年十二月十四日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 道路の種類 主要地方道

二 路線名 枚方大和郡山線

三 道路の区域

路線	区 間	敷地の幅員	延 長	備 考
番号		メートル	メートル	
7	奈良市石木町字出口 七〇七番二先から 奈良市石木町字宮ノ 前六五三番一先まで	一一・〇 〃 一六・五	七二・〇	うち、登弥橋43・5 メートル

四 供用開始年月日

平成十八年十一月十五日

発 行

奈 良 県

奈良市登大路町三〇
電話 〇七四二二二二二二〇一六

刷 印

株式会社 春 日

奈良市三条栄町九一八
電話 〇七四二二二二二二〇一六

本誌は再生紙を使用しています。